

<報道発表資料>

令和8年3月6日

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

第86回京都市都市計画審議会の開催

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第86回京都市都市計画審議会を開催します。

【開催概要】

- 日時 令和8年3月27日（金）午後2時～
 - 場所 ホテルオークラ京都 翠雲
(〒604-0924 京都市中京区河原町御池)
 - 議題
 - (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について
(京都市決定)（向島国道1号周辺地区地区計画）
 - (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更について
(京都市決定)（3・5・130号宝池通他53路線の変更）
 - 傍聴について
 - (1) 傍聴定員
15名 ※別途、記者席を設けます。
 - (2) 傍聴手続
傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (3) その他
 - ・ ペーパーレス化の推進による環境負荷の軽減を図るため、本審議会当日の紙資料の配布は行いません。会場内のスクリーンに説明資料を投影いたしますが、傍聴に当たり、お手元で説明資料及び図面等を御覧になれる場合は、本審議会当日に当課ホームページ（下記URL・二次元コード参照）に審議会資料を掲載しますので、
 - ◇ お持ちのタブレット、パソコン、携帯端末等を使用して閲覧いただくか
 - ◇ 当課ホームページに事前に掲載した資料を印刷して持参いただくかの対応をお願いいたします。
- なお、会場から当課ホームページに掲載した資料を閲覧される場合には、ホテルの無線LANを御利用いただくか、御自身で通信環境を御用意していただくようお願い

します。

【資料掲載 URL】

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_annai/tokei/0000350300.html

【二次元コード】



- ・ 別途、記者席を設けます。録画及び録音については、京都市都市計画審議会傍聴規程第6条第2項に基づき、報道機関の方のみ、会議冒頭（事務局による付議案件の説明が終わるまで）に限り可能です。

なお、録画を希望される場合、会場設営の都合上、3月26日（木）午後4時まで
に御連絡ください。

- ・ 当日の審議会中に、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会
が公開すべきでないとする場合は、非公開となることがあります。

● 会場周辺図



地下鉄東西線京都市役所前駅
3番出口（ホテル地下2階と直結）
※ 公共交通機関を御利用のうえ、
お越しく下さい。

● 参考：付議案件について

1 地区計画の変更について（向島国道1号周辺地区地区計画）

充実した交通インフラに近接し、市内最大の産業集積エリア「らくなん進都」へのアクセスにも優れる本地区において、新たな事業に関する土地利用の調整がなされたことから、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設をより一層誘導し、新たな雇用の創出や域内経済の好循環をさらに図るため、地区計画を変更するものです。

2 道路の変更について（3・5・130号宝池通他53路線の変更）

人口減少や少子高齢化、既存インフラの老朽化への適切な対応といった社会情勢を踏まえ、道路整備によるまちづくりや都市機能の向上への貢献の観点から整備優先度を設定したうえで、今後想定される財政状況を考慮し、道路整備が完了するまでの期間が概ね100年を超えると想定される未整備の都市計画道路を廃止する方針の下、都市計画を変更するものです。

<お問合せ先>

京都市都市計画局 都市企画部都市計画課

電話：075-222-3505